

独立行政法人空港周辺整備機構  
中期目標期間業務実績評価調書

平成20年8月  
国土交通省独立行政法人評価委員会

中期目標期間業務実績評価調書：空港周辺整備機構

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
2. 業務運営における効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化 航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。	S	独法化以降、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する等、組織の統廃合により効率的な執行体制を整備し、優れた実績をあげていると認められる。	
(2) 人材活用 航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。	A	平成15年4月から平成20年4月までに、国・府・県・市から155名が転入、国・府・県・市へ178名が転出し、組織活性化のため人事交流について取り組み、職員の平均年齢は、45.1歳（平成15年4月）から42.9歳（平成20年4月）になり、組織の活性化について、着実な実績をあげていると認められる。	
(3) 業務運営の効率化 ①代替地造成事業の効率化 代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。	S	平成17年度までに全ての代替地を処分し、管理費累増等のリスクの回避を図ったことは、高く評価でき、優れた実績をあげていると認められる。	

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
②共同住宅 既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。	S S	処分計画の策定にとどまらず、平成17年度までに全て(6棟295戸)を処分したことは、入居者に配慮しつつ実施する必要があったことを斟酌すれば、特筆すべき優れた実績をあげていると認められる。	
③事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。	S	削減目標値である認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%に対し約21%の削減（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%に対し約54%の削減）を行ったことは、優れた実績をあげていると認められる。	次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する。
④一般管理費の抑制 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減すること。	S	削減目標値である認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%に対し、31%の削減を行い、また、事業費の削減21%を大きく上回る削減を行ったことは、優れた実績をあげていると認められる。	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 業務の質の向上 周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。 ①騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。	A	各事業本部において、「連絡協議会」を設置、毎年度2回以上開催し、騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度が構築されており、着実な実績をあげていると認められる。	今後は、連絡協議会開催の結果がどのように反映されているか説明するとともに、更なる会議の活性化を図ることを期待する。

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
②職員の資質を向上させること。	A	各事業本部において、「人権・同和問題」、「独法会計基準（減損会計）」、「民事調停手続き」、「個人情報保護」等の研修を毎年4回～7回実施し、職員の質の向上が図られており、着実な実績をあげていると認められる。	職員の研修の効果の計測方法についての工夫が図られることを期待する。
③業務の成果を内部評価すること。	A	平成16年に内部評価委員会を設置し、各年度において業務実績の中間評価及び年度評価を実施し、中期目標の達成見通しを分析するなどして、以後の計画策定、業務運営に反映させており、着実な実績をあげていると認められる。	
④契約関係事務については、一層の適正化を進めること。	A	独法移行時において、会計規程の見直しを行い、契約・支出事務処理権限を一元化した。 また、平成15年度に大阪事業本部に契約係長、福岡事業本部に考查役を配置し、事務の適正化が図られており、着実な実績をあげていると認められる。	
⑤国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。	A	ホームページのリニューアルやコンテンツの充実等の取組みを行うことにより、ホームページアクセス数について、平成15年上半年から約16%増加し、また、毎年「空の日」の来場者などにパンフレットを配布したほか、周辺地域活性化協議会の参加者にもパンフレットを配布するなど、環境対策事業の啓蒙を図り、広報活動を行い、着実な実績をあげていると認められる。	

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
(2) 業務の確実な実施 以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。 ①大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。	SS	中期計画を大幅に上回る件数の整備を実施し、さらに中村地区の再開発事業の整備実績もあり、特筆すべき優れた実績を上げたと言える。	
②大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。	A	交付申請から交付額の確定までの期間について、目標であった15%短縮を上回る約16%の短縮は、着実な実績をあげていると認められる。	処理期間は従前に比してかなり短縮されたものの、より一層の短縮化を進める方策を望む。
③大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。	A	申請から代金の支払いまでの期間について、目標であった15%短縮を行ったことは、着実な実績をあげていると認められる。	
④大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。	SS	全208棟全ての移転補償契約を締結し、戦後からの長期間にわたる懸案事項であった本件が円満に解決されたことは、特筆すべき優れた実績をあげていると認められる。	
⑤大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。	A	利用緑地・緩衝緑地1期事業については、用地取得率が約95%となった。 また、緩衝2期事業については、都市計画事業承認・認可の取得には至らなかったが、平成19年に大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会のもとに分科会が発足される等、関係機関との調整を行っている。 以上のことから、着実な実績をあげていると認められる。	

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
⑥福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。	A	空港北側地区の緑地整備については、地元住民の要望を踏まえつつ、2.0haの造成・植栽を実施し、また、空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可の取得・には至らなかったが、福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、国及び自治体との調整を定例的に行っており、着実な実績をあげていると認められる。	
(3) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。	A	周辺地域活性化協議会等を通じた環境対策の啓発活動、環境対策の講義や現地見学の受入の実施、義務教育機関向けにホームページ上に環境学習の受入れ案内を掲載し環境学習の受入について働きかける等、空港と周辺地域の共生に資するための措置が講じられており、着実な実績をあげていると認められる。	校外学習の一環教育としての義務教育機関からの環境学習の受け入れについて、直接的な働きかけなどがあつても良いのではないか。
4. 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を構じること。	S	欠損金については約92%圧縮し、また、未収金(未収家賃)については平成17年度の共同住宅全棟売却処分に際し全額を回収する等、優れた実績をあげていると認められる。	随意契約の適正化への取り組みにより、一般競争入札の対象の拡大を図るなどして、経費の抑制を図っている また、監事及び監査法人の監査においても特段の指摘事項もなく、予算の執行等を適正に行っている。
5. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ①人件費(退職手当等を除く)については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。	S	人件費削減の取り組みについて、平成17年度比で2%削減の計画に対し、9.9%を削減し、優れた実績をあげていると認められる。	

中期目標項目	評定結果	評定理由	意見
②国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。	A	国家公務員に対するラスパイレス指数は、平成15年度の123.7から109.1と、大幅に改善されており、着実な実績をあげていると認められる。	ラスパイレス指数について、比較条件を同一（大阪及び福岡の公務員給与との比較等）にした上で、比較を行う必要があると考える。
③業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること	S	出向元と調整・協議を継続的に行った結果、組織全体の平均年齢は、45.1歳から42.9歳と若返りが図られ、また、定年退職者の補充を行わず、計画的に人員の抑制を行った。多くの改革・改善が、より少ない職員数のもとで達成されており、大幅な人件費削減を実現できたことから、優れた実績を上げていると言える。	

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。



## 中期目標期間業務実績評価調書：空港周辺整備機構

### 総合的な評定

#### 業 務 運 営 評 値 (実施状況全体)

評点の分布状況 (項目数合計：〇〇項目)	SS	S	A	B	C
	3項目	7項目	12項目	0項目	0項目

### 総 合 評 値

#### (中期目標の達成状況)

下記の事項を中心に、全体として、中期目標の達成状況については優れた実績を上げていると評価することができる。

- ・長年の懸案であった中村地区の移転補償については、円滑に全ての権利者との契約が完了したこと、また、共同住宅問題を全面的に解決できたことは、きわめて高く評価できる。これらの点については、中期目標をはるかに上回る成果である。
- ・欠損金の大幅な圧縮、事業費及び一般管理費並びに人員の大幅な削減、また、組織の効率化、若返りは順調に推移し、高く評価する。

#### (課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・義務教育機関からの環境学習の受け入れについて直接的な働きかけ等があってもよいのではないか。
- ・民家防音工事の入札方式の変更に伴い、住民に不利益が発生しないように今後の運用に留意して対応する事が望まれる。
- ・上記のこととも踏まえ、民家防音工事のあり方、業務一般のもう一段の効率化、などの課題の再検討が必要である。

#### (その他)

- ・随意契約の見直しについては、随意契約比率が減少しており、この点は評価出来る。
- ・縁地のあり方については、関係自治体、周辺住民との継続的協議の中で、望ましいあり方をさらに模索していく必要がある。

総合評定 (SS, S, A, B, C の5段階)  S	(評定理由)  別紙参照
--	--------------------

## 別 紙

総合評定において「S」とした理由は、特筆すべき優れた実績あるいは優れた実績を上げている事項が、機構の事業及び中期目標において重要な事項に位置づけられる項目であることによるものである。その中でもとりわけ特筆すべき優れた実績を上げたと言えるのが、大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区に係る移転補償である。

中村地区問題の発生原因は戦中・戦後に遡り、その歴史的背景及び問題解決に向け長い年月を要したことから、本件に係る移転補償の実施には多くの問題や障害があった。しかし、関係機関や地元住民との調整を頻繁に行い、その結果、今中期期間内において208棟全てについて移転補償契約が締結できた。このことは、単に機構が中期目標を達成したという事柄以上の大きな成果であると言える。

その他重要な事項として、人員の削減や欠損金の大幅な圧縮を図っているが、その詳細については以下のとおりである。

### 1. 再開発整備事業の実施

中村地区における再開発整備事業は、当初の中期目標・計画にはなかったものであるが、上記移転補償を進める上で当該地で事業を行う者の移転先が問題となり、機構の再開発整備事業により当該移転者の事業所用地を取得・造成することとなった。このことにより、上記移転問題が極めて円滑に実施されることとなった。

このことは、中期計画において予定していた7件の整備を大幅に上回る、29件の整備を実施したことと合わせ、特筆すべき優れた実績であると言える。

### 2. 共同住宅の処分

本件は平成13年12月の閣議決定に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手することが中期の目標であったが、平成17年度までに、空家のみならず全棟を処分することができた。入居者の意向に充分配慮を行いながら実施することが望まれる中、困難な事業であったと思われ、本件の実施は特筆すべき優れた実績であると言える。

### 3. 代替地造成事業の効率化

長期間保有することにより管理費累増等のリスクが生じる保有代替地について、平成17年度までに全ての代替地を処分したことは、優れた実績である。

#### 4. 組織運営の効率化

独法化以降、1部、1室、3課、東京事務所を廃止し、業務運営における効率的な執行体制を整備したことは、優れた実績である。

#### 5. 事業費及び一般管理費の抑制

事業費及び一般管理費について、中期目標・計画を大きく上回る削減を行った。

事業費 5%削減目標 → 21%削減

(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業 15%削減目標 → 54%削減)

一般管理費 5%削減目標 → 31%削減

#### 6. 人件費の削減

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととし、今中期目標期間においては、2%の人員を削減する計画であったが、これを大きく上回る9.9%の削減を行ったことは、優れた実績であると言える。

#### 7. 財務内容の改善

欠損金を3割圧縮すること及び未収金の大幅な圧縮が目標であったが、欠損金については92%を圧縮し、また、未収金についても共同住宅全棟一括処分に際し、全額を回収することが出来た。

これらのこととは、優れた実績であると言える。